

## 平成24年度 事業計画書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

項 目	細 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための の広報啓発活動	○ 効果的な広報啓発活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種広報啓発資料の作成と活用</li> <li>・ 行政機関・各種団体等との連携</li> <li>・ 「暴追センター情報」(Eメール)の発信</li> <li>・ 「ホームページ」の充実</li> <li>・ 各種キャンペーンへの参加</li> </ul>
	○ 「暴力団追放府民大会」 の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民参加型大会への指向</li> <li>・ 暴排気運を醸成する効果的な大会の実施</li> </ul>
	○ 「暴力追放セミナー」の 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロールプレーイング等を用いた実践的セミナーの開催</li> <li>・ 部外講師を活用した暴排講演会の実施</li> </ul>
2 暴力団員による不 当な要求行為の被害 者等に対する救済・ 支援事業	○ 暴力相談への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の立場に立ったアドバイスの実施</li> <li>・ 他府県センターとの緊密な連携</li> <li>・ 他機関の相談窓口との連携</li> </ul>
	○ 警察及び大阪弁護士会 民暴委員会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談事案の引継ぎの徹底</li> <li>・ 弁護士相談の活用</li> <li>・ 訴訟支援対策の徹底</li> <li>・ 「民暴研究会」の共同開催</li> </ul>
	○ 「特別相談所」の効果的 な開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な開設場所の選定</li> <li>・ 事前・事後の広報の徹底</li> </ul>

項 目	細 目	推 進 事 項
	○ 離脱及び就労支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「離脱者支援対策連絡会」の効果的運用</li> <li>・ 矯正機関と連携した離脱指導</li> <li>・ 社会復帰アドバイザーとの連携</li> </ul>
	○ 暴力団犯罪被害者救済支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種支援対策の徹底</li> <li>・ 保護対策の徹底</li> <li>・ 警察、民暴委員会との連携</li> </ul>
3 暴力団排除活動への支援	○ 地域暴排組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域暴排活動との連携・支援</li> <li>・ 暴力追放運動功労者の顕彰</li> </ul>
	○ 職域暴排組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職域暴排組織の設立支援</li> <li>・ 暴排研修会等への積極的支援</li> <li>・ えせ・クレーマー等支援対策の推進</li> <li>・ 功労企業・団体の顕彰</li> </ul>
	○ 不当要求情報管理機関に対する援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助要請への的確な対応</li> <li>・ 連絡会・情報交換会の開催</li> </ul>
	○ 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年指導委員等に対する研修の実施</li> <li>・ 健全育成団体との連携</li> </ul>
	○ 暴力団に関する資料の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報資料の多角的な収集</li> <li>・ データベースの効果的な活用</li> <li>・ 府民の意識調査の継続実施</li> </ul>
	○ 不当要求防止責任者講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講者（企業・団体）の立場に立った設定</li> <li>・ 他府県センターとの共同開催の推進</li> <li>・ 「行政対象暴力対策連絡協議会」に対する講習の実施</li> <li>・ 啓発用DVDの活用</li> </ul>